

特集

ストリート プ



写真提供：伊予警察署

飲酒運転

忘年会・正月・新年会など、年末始にかけて、お酒を飲む機会が増えてくるのではないのでしょうか。

「少しぐらいは飲んでも大丈夫だと思った」「これぐらいなら問題ないと思った」「意識がハッキリしていたので、支障はないかなど…」

こうした認識の甘さから、飲酒運転を行い、とりかえしのつかない事故を起こしてしまう人が後を絶ちません。

車は便利なものですが、一歩間違えば、人の命を簡単に奪ってしまう殺人機械に変わってしまいます。

飲酒運転を起こす人というのは、根拠のない自信を持っているものです。飲酒事故の報道がこれだけされているにも関わらず、「自分だけは大丈夫」という根拠のない自信を…

事故を起こしたら二度と取り返しが付きません。家族・親戚・友人・恋人など、すべてが台無しになります。

そして、相手の人生・自分の人生も…



写真提供：伊予警察署

飲酒運転による死亡事故の加害者が書いた作文

あがな

「贖いの日々」

私は大丈夫、酒をのんだら十分に寝て、それから運転するから……。その甘い考えが今回の事故の原因です。しかも、私は今までに酒で失敗した経験が何度かあったのです。

その日は手配していた運送屋に荷物を積みませ、私のトラックには残りの荷物と出荷する荷物を軽く積むだけで予想外に早く仕事が片付きました。そんなわけで、もう1台集荷に来ている部下を呼んで一杯やることになりました。

日本酒2リットルを2人で夕方5時

から7時にかけて飲み、2人とも早く寝たのです。しかし、私は早く目覚めてしまい、時間を見ずにそのまま運転してしまっただけです。事故後に時間は9時頃だったことが分かっています。

目的地に向かいながら明日の予定のことなど考えながら走行していると、右カーブの縁石に左前輪タイヤをぶつけ、反動でセンターライン方向に向きが変わってしまいました。そこへ被害者の車が目の前を走行してきたのです。

大きな衝撃音とともに、私のトラックは

身近でも、こんな事故が起っています

県内の飲酒運転が

原因で起こった事故

事例①

「飲酒運転による死亡事故」

- 発生日時 平成19年7月29日、17時27分頃
- 発生場所 四国中央市寒川町国道11号信号交差点

■事故概要 右折中の普通乗用車が直進中の自動二輪車と衝突したもの

■事故当事者

- (1)四国中央市在住 男性A(33歳) 酒気帯び運転で現行犯逮捕
- (2)新居浜市在住 男性B(44歳) 多発性外傷による出血性ショック死

被害者の車の後部から乗り上げてしまいました。トラックが停止して事故現場に戻ってみると、車は割れたフロントガラスを残して屋根はありませんでした。被害者を車の外に出そうとしましたが無理でした。そのうち警察の車、レスキュー隊が到着して救出作戦が始まりました。

私はそのまま逮捕され、被害者が亡くなられたのを知ったのはそれから2時間以上たつてからでした。一瞬目の前が真っ暗になり、この重大さに体が震えていました。

私はそのまま勾留されていたため、会社の人、妻の兄などが通夜と本葬に出席してくれました。会社の人はかなり辛く当たられたようですが、妻は幸いそのようなことはなく優しく接していただいたそうです。それだけでも救いました。

逮捕後は保釈されることもなく、裁判で懲役3年の実刑を言い渡され、現在、刑務所で受刑生活を送っています。私からは裁判中の手紙2通だけで、謝罪は全くできておりません。保険会社と遺族の方との示談も、賠償金8200万円の提示は行っていますが、いまだに不成立となっています。

懲役3年という判決に対して、自分の中では受け入れる気持ちがありませんでしたが、家族のことを考えると「絶望」という文字が浮かんでいました。今は、当時私がそんなことを考えていたこと自体が恥ずかしい気持ちで一杯です。

被害者、遺族のことを考えると本当に自己中心的な考えしか思いつかない情けない人間だったということです。弁護士の手生や妻にはそのことで随分教えられまし

事例②

「飲酒運転による人身事故」

- 発生日時 平成19年10月16日、7時20分頃
- 発生場所 伊予市中村国道56号信号交差点

■事故概要 前方注視を怠った普通貨物自動車信号停止中の車両に追突し、更に同車を前方に押し出し、前々車に玉突き追突させたもの

■事故当事者

- (1)松山市在住 男性C(21歳) 酒気帯び運転で現行犯逮捕
- (2)松山市在住 男性D(59歳) 頸椎捻挫
- (3)松山市在住 男性E(60歳)

た。自分の犯した罪でどれだけの人たちが苦しめられているか、そのときに本当に分かりました。

被害者遺族の書いた手記を読んだり、教育的プログラムのときにビデオなどを見て、私が頭で理解していた以上に被害者遺族は苦しんでいる事実を知りました。

入所して、最初に私の心の中に残っている言葉があります。新人時教育のとき、職員が話された言葉です。「亡くなった被害者の方はそんな感情を口で言うこともできないんだぞ。あなたは生きていてだけでもありがたいと思え」この言葉を聞いたときには何も言えなくなりました。それからです。自分のことよりも被害者として、遺族の立場を考えて生活するようになったのは。

作業のとき、食事のとき、入浴のとき、寝るときも常に被害者の事故現場の様子を思い出し自分を戒めています。私はいつか出所します。出所したらまず被害者遺族の方に謝罪するために訪ねたいと思っています。1人の人間として最低限の出発点があるからです。

月命日には献花、本命日にはできることなら焼香をさせていた、だきたいと思っています。私が一生謝罪、供養しても許してもらえないことは分かっています。

私は今生きているだけで幸せです。この気持ちを一生忘れずに被害者、遺族の方、そして、私の家族、私を待っている人たちに謝罪していきたいと心から誓っています。

(財団法人東京交通安全協会

「贖いの日々」から転載)

平成19年9月19日施行 改正道路交通法(飲酒運転の厳罰化など)のポイント

運転者本人に対する罰則

酒酔い運転

酒に酔った状態(アルコールの影響により、正常な運転ができない恐れがある状態)での運転

5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

酒気帯び運転

呼気1リットルに0.15mg/血液1mlに0.3mg以上アルコールを保有する状態での運転

3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

飲酒検知拒否に対する罰則 3か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

飲酒運転を助長した者に対する罰則

○酒気を帯びていて飲酒運転をするおそれのある者に車両を提供した者に対する罰則

酒酔い運転の場合

5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

酒気帯び運転の場合

3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

○飲酒運転をするおそれのある者に酒類を提供した者に対する罰則

3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

2年以下の懲役又は
30万円以下の罰金

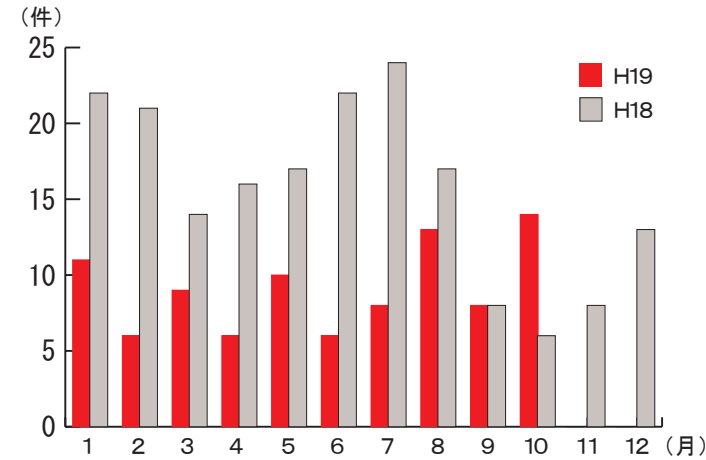
運転手が酒気を帯びていることを知りながら、車両に乗せてくれるように要求又は依頼してその運転手が飲酒運転をする車両に同乗した者に対する罰則

2年以下の懲役又は
30万円以下の罰金

運転手が酒気を帯びていることを知りながら、車両に乗せてくれるように自分から要求又は依頼して酒酔い運転をする車両に同乗した者に対する罰則

3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

■県内の月別・飲酒事故の発生件数(平成19年10月末現在)



■県内の月別・飲酒事故の傷者数(平成19年10月末現在)

(単位:人)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
平成18年	30	35	23	20	23	23	28	25	9	7	15	14
平成19年	12	8	9	8	15	10	10	22	10	17		

■平成19年 県内の交通事故による死者数(平成19年11月18日現在)

88人



伊予警察署交通課に聞く

伊予警察署交通課 西川一弘係長



■飲酒運転の根絶に向けた伊予警察署の取り組み

伊予警察署では、飲酒運転の根絶に向けて、交通安全街頭活動時や交通安全協会が実施する講習会、また、企業が行う交通安全の研修会などで、飲酒運転の危険性や道路交通法改正に伴う罰則の強化について、チラシ配布や講話など広報啓発活動を実施しています。

また、伊予管内の飲食店などに、車で来たお客にはお酒をすすめないように呼び掛けることも、ハンドルキーパー運動の促進についてポスターの配布等を行っています。さらに年末にかけては、夜間の取り締まりの強化

を実施します。

■飲酒運転は故意の犯罪です

交通事故の大半は、一瞬の気のゆるみで起こります。お酒を飲むと注意力が低下したり、運動神経がまひしたりと、運転するには、非常に危険な状態となります。

このような状態で、「少しの距離だから大丈夫」「この前大丈夫だったから今日も大丈夫だろう」と安易な考えを持ち、飲酒運転がいけないことだと分かっているながら運転するというのは、ひき逃げと同じように、故意による犯罪であり、絶対に許される行為ではありません。

平成19年9月19日に道路交通法の一部が改正され、飲酒運転の罰則等が強化されました。これを機に、少しでも飲酒運転による交通事故が減少することを望んでいます。

万が一、事故を起こした時の被害者や自分の家族のことを考え、お酒を飲んだ時は、絶対に運転をしないでください。

「ハンドルキーパー運動」をご存じですか？



ハンドルキーパー運動とは、自動車仲間と飲食店に行く場合にお酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動です。

全日本交通安全協会は、JAF(日本

自動車連盟)、JF(日本フードサービス協会)、都道府県交通安全協会、安全運転管理者協議会などと連携してこのハンドルキーパー運動を推進しています。

この運動は、オランダで8割の国民が意味を理解している「ホブ運動」を参考にしています。オランダでは、仲間同士や飲食店が「今日のボブはだれ?」と呼び掛け、グループ内でお酒を飲まない人を決めておき、飲食店もこれに協力する取り組みを実施しています。ドライバーの皆さんは、飲酒運転を追究するために、ハンドルキーパー運動に積極的に参加しましょう。

飲酒運転の根絶に向けて

飲酒運転による交通事故が後を絶ちません。体内に取り込まれたアルコールは、運動能力や判断力を鈍らせ、車の運転に重大な影響を及ぼします。

飲酒運転は、死亡事故や重大事故につながる非常に危険な運転行為です。また、事故を起こすと自分の人生が台無しになるばかりでなく、相手の人生・家族・親戚・友人・恋人など、すべてに迷惑を掛けることとなります。

飲酒運転の根絶に向けて、次のこと

を守りましょう。

- ◎酒を飲んだら運転しない
- ◎酒を飲んだ者には車を貸さない
- ◎運転する者には酒を出さない
- ◎酒を飲んだ者には運転させない
- ◎同乗しない